

石川県警察本部訓令第9号

石川県警察における個人情報の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成18年3月24日

石川県警察本部長 干場 謹二

石川県警察における個人情報の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 石川県警察における個人情報の取扱いについては、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 保有個人情報 条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 個人情報取扱事務 条例第4条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。
- (4) 公文書 石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号）第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (5) 所属 石川県警察本部（以下「警察本部」という。）の課（課に相当する室、所、隊及び警察学校を含む。以下同じ。）及び警察署をいう。

(職員の責務)

第3条 職員は、条例の趣旨にのっとり、この訓令その他の定め並びに所属の長が定める事項及び指示に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(所属における取扱い)

第4条 所属の長は、職員が個人情報取扱事務の目的達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取得すること及びその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、個人情報取扱事務の目的の周知、指導教養

の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

2 所属の長は、保有個人情報記録されている公文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に周知するよう努めるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲

(2) 取り扱うことができる場所

(3) 保存すべき場所及び方法

(4) 廃棄するときの措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(取扱いの制限)

第5条 職員は、その地位又は権限を利用して、業務上必要のない個人情報を取得してはならない。

2 職員は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセス（情報に接する行為をいう。）してはならない。

3 職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事故発生時等の措置)

第6条 職員は、個人情報の漏えいその他個人情報に係る事故又はそのおそれのある事案を認知したときは、直ちにその旨を所属の長に報告しなければならない。

2 報告を受けた所属の長は、事故又は事案の事実関係を速やかに調査し、その結果を直ちに警務部長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(細部的事項)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。